

# 夷隅川下流 水域利用ルール

夷隅川は、自然に恵まれ、漁業やレジャーに多様な利用が行われています。これに伴い、船舶の通航におけるトラブルやモラルのない河川敷の利用等により、周辺住民や河川環境へ影響を与え、問題も生じています。そこで、夷隅川の安全で秩序ある快適な水面利用と河川敷利用を図るため、「水域利用ルール」を策定しました。利用者は、他の利用者や地域住民及び河川環境を思いやり、ルールを守って行動しましょう。

平成25年4月 夷隅川水域利用調整会議

千葉県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に違反しないこと。  
船舶は、海上交通法規(海上衝突予防法、船舶職員及び小型船舶操縦者法)や船舶免許・船体に関する法規を守って通航すること。

## プレジャーボート、水上バイク等利用の皆さんへ

- 1 カヌーやローボート等と行き合う場合には、近づかないで、必ず最徐行してください。
- 2 河口付近では、サーファーエリアに進入しないで航路を通過してください。
- 3 河口付近では、三角波が発生しますので、滞留せず速やかに航行してください。
- 4 釣人・サーファーとのトラブルにならないように譲り合ってください。
- 5 ボート等の上下架場所付近では、暴走・急旋回禁止、曳波を立てないよう、デッドスローにて通過してください。
- 6 蜷川水門から進入禁止看板までの間は、Uターンのための徐行区域です。曳波を立てない程度に航行し、進入禁止看板より上流には、絶対に入らないでください。
- 7 河川内の浅瀬には進入しないでください。
- 8 早朝及び夜間は、エンジンを停止し、静かにしてください。
- 9 日没2時間前には帰港しましょう。
- 10 ライフジャケットを必ず着用してください。
- 11 安全に人命優先で行動しましょう。

## 水遊び、サーフィン、釣りなどで利用の皆さんへ

- 1 たばこや空缶、釣針・釣り餌等の投げ捨て禁止。ゴミは必ず各自で持ち帰ってください。
- 2 近隣住民や他の利用者の迷惑になるような騒音は出さないでください。特に午前7時前、午後8時以降は、静かにしてください。
- 3 バーベキューは直火で絶対行わないでください。
- 4 火元に十分気をつけてください。
- 5 子供から目を離さないようにしましょう。
- 6 自動車及びバイクは、周辺道路への違法駐車及び堤防上への乗入れや駐車はしないでください。こと。
- 7 消波ブロック及び導流堤付近は大変危険です。絶対に、立ち入らないでください。

<凡例>

- ✕ 消波ブロック
- ▣ 導流堤
- ◐ 浅瀬
- ↷ 三角波
- ↔ カヌー練習区間
- モーターボート等 進入禁止看板

